

生物多様性国家戦略の変更に向けた今後の進め方について (案)

1. 改定の背景等

- ・ 現行の生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づき、平成 22 年 3 月に閣議決定されている。
- ・ 下記背景等を踏まえ、平成 24 年 10 月にインドで開催される生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）に間に合うよう、平成 24 年 9 月の閣議決定を目指して見直しを実施する。

現行の生物多様性国家戦略の計画期間は、概ね平成 24 年度までとされていること

COP10 において採択された愛知目標において「2015 年までに、各締約国が、効果的で参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している（目標 17）」ことが盛り込まれるなど、COP10 の成果を踏まえた見直しが求められていること

2. 次期国家戦略の作業方針

愛知目標の達成に向けたロードマップの提示

- ・ 生物多様性の状況や取組の優先度等に応じた国別目標を設定し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示す。
- ・ 目標の達成状況を測るための指標についても世界に率先して検討する。

生物多様性地域戦略の指針となるべき事項の具体的提示

- ・ 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、生物多様性地域戦略の策定に努めることとされているが、策定済みの自治体は 14 道県 9 市に留まっている。このため、生物多様性国家戦略において生物多様性地域戦略の策定に向けた指針を具体的に示し、生物多様性地域戦略の策定と同戦略に基づくボトムアップ型の取組を促進する。

わかりやすさ、読みやすさの工夫

- ・ 必要に応じて構成を見直すとともに、ページ数の削減に努め、わかりやすく、読みやすいものとする。

生物多様性国家戦略の改定スケジュール（案）

- 1月27日 関係省庁連絡会議
- 2月 9日 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会
（国家戦略改定に係る諮問等）
- 3月～5月 中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会
（国家戦略改定案に係る検討等）
- 第1回：検討の進め方、各省施策ヒアリング
第2回：関係団体ヒアリング、検討すべき事項
第3回：素案骨子検討
第4回：素案検討
第5回：案検討
- 6月～7月 パブリックコメントの実施（1ヶ月）及び
結果整理
- 8月 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会
（案検討、答申）
- 9月 関係省庁連絡会議
- 閣議決定
- 10月 生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）
（於：インド）